

議案第89号

鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例制定の件

鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例を次のように制定する。

令和4年11月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第26条の3第1項並びに同条第2項において準用する法第26条の2第3項及び第4項の規定に基づき、県の一般職の職員並びに市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条及び第2条に規定する職員の高齢者部分休業（法第26条の3第1項に規定する高齢者部分休業をいう。以下同じ。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(高齢者部分休業の承認の申請)

第2条 法第26条の3第1項の高年齢として条例で定める年齢は、55歳とする。

2 法第26条の3第1項の規定により職員が申請する場合において、当該申請において示す日は、前項に定める年齢に達した日の属する年度の翌年度の4月1日以降の日でなければならない。

(高齢者部分休業の承認)

第3条 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、高齢者部分休業をすることを承認することができる。

2 前項の規定による承認（以下「高齢者部分休業の承認」という。）は、当該職員の1週間当たりの通常の勤務時間に2分の1を乗じて得た時間を上限として任命権者が定める時間の範囲内で、5分を単位として行うものとする。

(高齢者部分休業取得中の給与)

第4条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第13号。以下「職員給与条例」という。）第14条（鹿児島県学校職員の給与に関する条例（昭和27年鹿児島県条例第29号。以下「学校職員給与条例」という。）第11条又は鹿児島県地方警察職員の給与に関する条例（昭和29年鹿児島県条例第33号。以下「警察職員給与条例」という。）第13条においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額（給料の調整額及び教職調整額を含む。）並びにこれに対する給料の特別調整額、地域手当、農林漁業普及指導手当、管理職手当、定時制通信教育手当及び産業教育手当並びに初任給調整手当及び義務教育等教員特別手当並びに人事委員会と協議して定める手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから職員給与条例第17条（学校職員給与条例第11条又は警察職員給与条例第13条においてその例によるものとされている場合を含む。）の規定により知事が人事委員会と協議して定める時間を減じたもので除して得た額を減額して給与を

支給する。

(退職手当の取扱い)

第5条 職員が高齢者部分休業の承認を受けて1週間の勤務時間の一部について勤務しなかった場合には、その勤務しなかった期間の2分の1に相当する期間を鹿児島県職員退職手当支給条例(昭和28年鹿児島県条例第54号。以下「職員退職手当条例」という。)第7条第1項から第6項まで(学校職員給与条例第10条第1項又は鹿児島県地方警察職員退職手当支給条例(昭和29年鹿児島県条例第37号。以下「警察職員退職手当条例」という。)第2条においてその例によるものとされている場合を含む。)の規定により計算した在職期間から除算する。この場合において、職員退職手当条例第7条第7項(学校職員給与条例第10条第1項又は警察職員退職手当条例第2条においてその例によるものとされている場合を含む。)中「前各項」とあるのは「前各項及び鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例(令和4年鹿児島県条例第 号。以下「高齢者部分休業条例」という。)第5条」と、同条第9項(学校職員給与条例第10条第1項又は警察職員退職手当条例第2条においてその例によるものとされている場合を含む。)中「前各項」とあるのは「前各項及び高齢者部分休業条例第5条」とする。

(高齢者部分休業の承認の取消し又は休業時間の短縮)

第6条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難となった場合において、当該職員の同意を得たときは、高齢者部分休業の承認を取り消し、又は休業時間(高齢者部分休業の承認を受けた1週間当たりの勤務をしない時間をいう。以下同じ。)を短縮することができる。

2 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から当該高齢者部分休業の承認の取消しの申出があった場合において、特にやむを得ないと認めるときは、高齢者部分休業の承認を取り消すことができる。

(休業時間の延長)

第7条 任命権者は、高齢者部分休業をしている職員から休業時間の延長の申出があった場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該職員に係る休業時間の延長を承認することができる。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、任命権者が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 第3条第1項の規定による承認は、この条例の施行の日前においても、同項の規定の例により行うことができる。

(鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例の一部改正)

3 鹿児島県職員の期末手当の支給に関する条例（昭和26年鹿児島県条例第69号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項に次の1号を加える。

(7) 鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和4年鹿児島県条例第 号）第3条第1項の規定による承認を受けて勤務しなかつた期間については、その2分の1の期間

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

4 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年鹿児島県条例第2号）の一部を次のように改正する。

第2条の3第3項中第2号を第3号とし、第1号を第2号とし、同号の前に次の1号を加える。

(1) 鹿児島県職員等の高齢者部分休業に関する条例（令和4年鹿児島県条例第 号）第3条第1項の規定による承認

（提案理由）

職員等の高齢者部分休業に関し必要な事項を定めるため、この条例を制定しようとするものである。